

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路線名	佐野行田線
供用開始の区間	行田市大字小見字棒川五七二番一地从 から 同市大字小見字棒川五〇六番一地从 で
供用開始の期日	令和四年七月十九日
備考	令和四年七月十九日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第十八号で告示した道路予定区域の供用開始であ る。延長一〇二・〇〇メートル